

子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)のお知らせ

国の緊急経済対策の一つとして、新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けている子育て世帯を支援する臨時特別給付金を支給します。

対象児童および支給対象者

- 1 令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給対象となっている児童
- 2 令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- 3 令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

右記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる対象者)

※児童手当所得制限限度額は次のとおりとなります。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円
6人以上	5人を超えた1人につき38万円を加算した額	

給付額

5万円(児童1人当たり)

申請不要で給付金を受け取れる方

- ・南越前町から令和3年9月分(令和3年10月15日支払分)の児童手当(本則給付)の支給を受けた方(0歳から15歳)
- ・高校生等(15歳から18歳のうち、児童手当(本則給付)の支給対象となっている弟や妹がいる児童の保護者の方。)
- ・令和3年9月、10月、11月に生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童の保護者の方。

※右記の対象となる方へは、令和3年12月17日(金)に案内通知を送付しました。

申請が必要な方

次に記載する方は申請が原則必要です。

※詳しくはお問合せください。

- ① 令和3年9月30日時点で高校生のみ(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)の保護者(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ② 所属庁から児童手当(本則給付)を受給している公務員
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)の保護者 等

※①・②の場合、令和4年2月28日(月)締め切り

※③の場合、令和4年3月31日(木)締め切り

※支給対象者の方で通知を受け取っていない方は町民税務課までご連絡ください。

支給方法及び時期

- 1 児童手当(本則給付)を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
令和3年10月支給時の児童手当(本則給付)を受給している口座や別途届出済みの口座に、令和3年12月27日(月)に振り込みました。
- 2 支給申請を行った保護者
申請書で指定した口座に、令和4年1月以降順次振り込みます。

注目

追加の5万円相当の支給情報

子ども1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付については、1月以降に現金支給を予定しています。詳細が決まり次第、ホームページ・広報等でお知らせします。



問合せ・申請先

町民税務課

☎ 0778-4718015